

松阪市嬉野生涯学習センター条例

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 教育委員会の許可を受けた使用者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市民又は市内に事務所を有する法人、団体等以外のものが使用するときの使用料は、別表に定める使用料の額に5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 教育委員会の許可を受けた使用者（以下「使用者」という。）は、別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正後

(損害賠償の義務)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表 (第9条関係)

	基本使用料金 (単位 円)						備考
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
大会議室	6,760	7,920	7,920	16,540	17,560	25,760	所定の備付備品の使用料を含む。
研修室1	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
研修室2	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
研修室3	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
スタジオ	2,970	3,460	3,460	7,420	7,920	11,880	

改正前

(損害賠償の義務)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

○松阪市嬉野中央研修センター管理運営規則【一部抜粋】

平成17年1月1日教育委員会規則第42号

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

別表 (第7条関係)

1 基本使用料金

	基本使用料金 (単位 円)						備考
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
大会議室	4,510	5,280	5,280	11,330	12,100	18,150	所定の備付備品の使用料を含む。
研修室1	1,320	1,540	1,540	3,300	3,520	5,280	
研修室2	1,320	1,540	1,540	3,300	3,520	5,280	
研修室3	1,320	1,540	1,540	3,300	3,520	5,280	

改正後								改正前							
多目的教室	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920		スタジオ	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
和室	2,970	3,460	3,460	7,420	7,920	11,880		多目的教室	1,320	1,540	1,540	3,300	3,520	5,280	
								和室	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
								備考 松阪市民又は本市に事務所を有する法人、団体等以外のもの（官公庁を除く。）が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の額に5割に相当する額を加算した額とする。							